

田辺藩における魚商について

川端二三三郎

(一)

田辺藩における米穀以外の最大の商品としては漁獲物を上げねばならないであろう。藩としても「魚之義御國第一之產物」へ天保八年役用日記(1)として、その保護・統制にあたつたが、商品としての魚の特殊性のために、一般の商工業に対するとは異つた一面もあつたであろう。こゝでは魚の販売機構を具体的に明かにすることによつて、田辺藩々政の一端を窺いたいと思うのである。

天保五年の竹屋町「商売書上帳」によれば漁業関係者は次の表の通りである。表中の西吉原分が何故竹屋町の管轄下にあるかは明かでないが、恐らく享保

	竹屋町	西吉原分
総戸数	138	80
貿売懸屋工師	22	14
内売請問大	14	0
魚魚追漁舟漁	100	66

	竹屋町	魚屋町	丹波町	平屋町	野町	計
地売札数	36	44	15	27	122	101
仲買(仲間)屋	20	41	16	24		10人

(三政規範)
事二候。
（三政規範）
とあり、魚商関係者に与えられた鑑札である。但し、請売人は所持していない。
また、仲買人は大

イ、新左工門 勘兵工
口、久助 札 久助
口、久助 札 久助
イの場合は親子間の継承を示すか、或
は借札かを判定する材料がないのであるが、また次のような例から借札が多かつたのでは天保五年までの三拾数年間ににおける激減が何に因るかは不明である。地売札の所持者は課せられているが、竹屋町についてその上には次の二つのタイプがある。

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（一百）

（一百一）

（一百二）

（一百三）

（一百四）

（一百五）

（一百六）

（一百七）

（一百八）

（一百九）

（一百十）

（一百十一）

（一百十二）

（一百十三）

（一百十四）

（一百十五）

（一百十六）

（一百十七）

（一百十八）

（一百十九）

（一百二十）

（一百二十一）

（一百二十二）

（一百二十三）

（一百二十四）

（一百二十五）

（一百二十六）

（一百二十七）

（一百二十八）

（一百二十九）

（一百三十）

（一百三十一）

（一百三十二）

（一百三十三）

（一百三十四）

（一百三十五）

（一百三十六）

（一百三十七）

（一百三十八）

（一百三十九）

（一百四十）

（一百四十一）

（一百四十二）

（一百四十三）

（一百四十四）

（一百四十五）

（一百四十六）

（一百四十七）

（一百四十八）

（一百四十九）

（一百五十）

（一百五十一）

（一百五十二）

（一百五十三）

（一百五十四）

（一百五十五）

（一百五十六）

（一百五十七）

（一百五十八）

（一百五十九）

（一百六十）

（一百六十一）

（一百六十二）

（一百六十三）

（一百六十四）

（一百六十五）

（一百六十六）

（一百六十七）

（一百六十八）

（一百六十九）

（一百七十）

（一百七十一）

（一百七十二）

（一百七十三）

（一百七十四）

（一百七十五）

（一百七十六）

（一百七十七）

（一百七十八）

（一百七十九）

（一百八十）

（一百八十一）

（一百八十二）

（一百八十三）

（一百八十四）

（一百八十五）

（一百八十六）

（一百八十七）

（一百八十八）

（一百八十九）

（一百二十）

（一百二十一）

（一百二十二）

（一百二十三）

（一百二十四）

仲間ト唱へ別段規定を立魚物着船仕候

得者近國は勿論其外遠國之船たり共數度内證ニ而問屋ト申合セ別紙拾四人之

内ニ而買寄手名付利口成宜舗もの二候へハ分ケ取ニいたし又々売兼沢山成魚

二候へは仲買中へ相触直入爲致勝手而已甚以不將成致方ニ御座候……。

と、要するに耀市場を一部の仲買人と問屋が独占したことに対する憤懣を爆發させたものであつた。魚類はその量と鮮度によつて値が大きく変動する商品であるから、問屋と結託した賣寄仲間の不法行為の及ぼす影響は極めて大きかつたであろう。同七月の「追願書」によれば、去る文化八年にも肝煎と頭立たる者が問屋と同腹で「のような事件を起したことが指摘されている。

残念ながら、これに対する賣寄仲間の反論は残されていないが、同年由七月には両問屋、および拾四人から各々記びの「一札」が魚仲買衆中宛に出されている。こうして同月延寿院で恵比須講を開き、「一統和順」となつた。しかし両問屋は各々謹慎して件を代人に立て、肝煎役は四人中直接事件に關係のある者三人が退役し、新たに一人任命、仲買中年行司（世話人）五人は全部交代してお

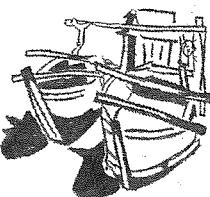
り、事件の重大さを窺うことが出来よう。

また同年八月、「これまで事件直接介入しなかつた藩府から、從来の規定（文化十年被仰出趣）の確認、「仲買両問屋共新規定」

が指示され、更に仲買中でも「仲間申合元規定」が定められた。^⑤ それによれば賣寄魚物の届出制の強化等に新味が盛られていくが本質的な変化はなく、耀市場統制の困難さを推測することが出来よう。事実、天保八年一月にさきの「賣寄仲間不正事件」の科を放された両問屋がその一月に再び仕切の不正で仲買中から訴えられているのである。

また、同七年五月には仲買中八十人が数日間延寿院、住吉社で「徒党ケ間敷行焉を行つた科により「一札」を入れている。原因は全く不明であるが、やはり流通機構に対する不満が尾を引いていたのではないだろうか。

付言すれば仲買中に対する藩府の監督が強化されるのは天保九年の「魚仲買取締」の任命に始まり、他方では桐実の專売制が検討されはじめるのであって、天保年間は田辺藩にとつても政策の転換期であつたのではないか。



—舞鶴地方史料集— 神社の資料に就て 第一回 「丹後国神社考證」

井上金次郎 誌

三、朝代神社普請手控え 著

紙本美濃判墨書（2頁もの）

享保十七年壬子九月三日の類焼直

後社殿再建の節の覚書

下以至 朝代神社威

一、朝代大明神縁起 著

紙本墨書 卷子体

二、朝代神社祭礼繪卷 著

江戸時代

三、朝代大明神縁起 著

紙本長尺淡彩極密のもの

舞鶴藩士 林五峯

四、大川社建立御審附帳 著

紙本版行へ木版 六頁もの

享保二十年乙卯二月吉曜日

五、大川大明神委記 著

紙本美濃判墨書（2頁もの）

天明三癸卯年四月十一日

御木所様御役人中

六、吉岡徳明第「丹後国神社考證」加佐

郡 著

以上 大川神社威

七、手鑑帳 明和五年五月吉日 著

紙本墨書 14頁のもの

註

① 竹屋町自治会藏、以下特に記さない限り全て右の所蔵史料である。

② 岩崎英精氏著「京都府漁業史」による。但し、「地壳札」数は「三政規範」（糸井文庫）によるもので年代に相違がある。

③ 「記録」（天保六年起・田辺魚仲買中）による。但し、「地壳札」数は「三政規範」（糸井文庫）による。

④ 魚地壳札譲替之儀者相成候共借札之義者可為無用事（前掲記録）

⑤ これらの内容については前掲「京都府漁業史」に詳しい。

の制令を施行する為の監視的な強権活動的なものであったが、今回の調査は神社当事者の理解ある協力によつて文化財保護の立場に立つて、この信頼対象に焦点を合せ、これらに関連する資料を各々の角度から観察し、正しい意味の科学的な調査が行われたことは恐らく空前のことであったと思われる。

この当時の取調べに類する調査は、これの執行を施行する為の監視的な強権活動的なものであったが、今回の調査は神社当事者の理解ある協力によつて文化財保護の立場に立つて、この信頼対象に焦点を合せ、これらに関連する資料を各々の角度から観察し、正しい意味の科学的な調査が行われたことは恐らく空前のことであったと思われる。

り御正体が、或は藤原時代にまで遡るものが多く発見されたため、これらの古神像群に接した調査官一行が「当地方文化史研究の貴重な資料」と報告された事であつたが、この調査に随伴して当地方史開港の多くの史料の新発見並にその所在を確認し得た事は私達の大きな快びの一つであつた。

就中この時には採録し得なかつて後日を出した資料の裡私が約三十年間探し求めいた高田昌賢著「加佐郡東西村々社取調書」の原本を大川神社高田氏の宅で発見したことは正に奇遇で、本当にうれしかつた。これは何れ余暇を得て写録収表させて頂く心算であるが、裁判社格決定の尺度の基準的な書となつてゐるものである。

今、左に掲出するものはこの調査行に採